

永議 第 5 号

平成 26 年 1 月 8 日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

福井県吉田郡永平寺町議会

議長 伊藤 博夫



介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書  
の提出について

地方自治法第 9.9 条の規定により、介護保険要支援者への保険給付の継続を  
求める意見書を別紙のとおり提出します。

## 介護保険要支援者への保険給付の継続を求める意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付から外し、市町村が実施する「新しい地域支援事業」に移行する方針を示した。この事業は、市町村が地域の実情に応じて行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任される。しかし、その費用は、一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模な事業所の経営等に悪影響を及ぼしかねない。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断能力が多少落ちている人のほか、脳梗塞で軽い麻痺が残る人たちである。そのため、掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでいる。また、認知症の人にとっては、初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっている。

このように、要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めれば、介護が必要な高齢者の増加を抑制することができる。しかし、要支援者を保険給付から外すことにより、高齢者の重症化が進み、介護保険財政の圧迫につながる可能性が生ずる。

よって、政府においては、要支援者への保険給付を引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2014年 1月8日

福井県永平寺町議会

